

富山県国公立高等学校等 奨学のための給付金（家計急変）

令和 8 年度 申請案内

富山県教育委員会では、授業料以外の教育費（教科書費、教材費など）の負担を軽減するため、国公立高等学校等に通う高校生等のいる低・中所得世帯に対し、返還不要の給付金を支給していますが、家計急変により保護者等の収入が減少し、低・中所得世帯相当となったことが認められる世帯には、「奨学のための給付金（家計急変給付）」を支給します。

1 対象となる世帯

次の要件をすべて満たす世帯

- ① 保護者等が富山県内に居住していること。（※）
- ② 生徒が高等学校等就学支援金、高校生等・新修学支援金、学び直し支援金又は専攻科修学支援金の対象となる者であること。
- ③ 家計が急変し、保護者等全員の道府県民税所得割額と市町村民税所得割額の合算額が下記の区分世帯に相当すると認められること。

※ 富山県外にお住まいの場合は、お住まいの都道府県教育委員会へお問い合わせください。
保護者等が海外に居住しており住民税の所得割額が確認できない場合は、対象となりません。

2 給付金額（年額）

7月2日以降の家計急変の申請については、家計急変事由の生じた月以降の月数に応じて算定しますので、金額が異なります。

（例）10月に家計が急変した場合

$$143,700 \text{ 円} \div 12 \text{ 月} \times 5 \text{ 月} (11 \sim 3 \text{ 月}) = 59,875 \text{ 円}$$

区 分	全日制・定時制
① 住民税非課税世帯	143,700 円
② 所得割額の合算額が 100 円以上 105,500 円未満	47,900 円
③ 所得割額の合算額が 105,500 円以上 182,500 円未満	35,930 円
④ 上記①～④に該当し、災害等により 制服の再購入が必要となった世帯	64,800 円（①への加算額） 21,600 円（②への加算額） 16,200 円（③への加算額）

※②と③については、高等学校就学支援金（新制度）、学び直し支援金（新制度）又は専攻科就学支援金の対象者が対象です。

3 提出書類

☐ 高等学校等奨学給付金(家計急変)受給申請書

家計急変対象者(特に保護者等が2名の場合)、理由、事由発生日(収入減については収入が減少した給料支給日を家計急変の日としてください。)を明記してください。

☐ 口座振替届出書

金融機関・口座番号・口座名義がわかる通帳の写しを添付

☐ 保護者等の令和8年度の所得・課税証明書(扶養親族数が記載されているもの。)

☐ 保護者等の家計急変の発生事由を証明する書類

離職票、雇用保険受給資格者証、解雇通告書、破産宣告通知書、廃業等届出書、医師による診断書、退職(休職)辞令 等

☐ 保護者等の家計急変後の収入を証明する書類

<会社員の場合>

・会社作成の家計急変後1年間の給与見込

(発行が困難な場合は直近3か月の給与明細及び家計急変後の賞与明細)

※支給日の記載がない場合は、余白に「〇月分(〇日締め)〇月〇日支給」と記載してください。

<個人事業主の場合>

・税理士又は公認会計士の作成した証明書類

(作成が困難な場合は直近3か月の収入が分かる書類)

・確定申告書の写し

☐ 扶養誓約書(様式7)

※7月1日現在で生徒が18歳以上であり、主たる生計維持者が1名の世帯のみ

☐ 制服の再購入に係る誓約書(様式10)

※災害等により、制服の再購入が必要となった世帯のみ

☐ 罹災証明書

※災害等により、制服の再購入が必要となった世帯のみ

4 申請書等提出期限【締切厳守】

・7月1日以前の家計急変によるもの

申請書等は令和8年10月6日(火)までに事務室へ提出してください。

・7月2日以降の家計急変によるもの

令和9年2月19日(金)まで随時 事務室へ提出してください。

(申請日によって支給額が異なるため、速やかに申請してください。)

※申請される場合は、事務室へ関係書類を取りに来ていただくか、または本校ホームページから様式をダウンロードの上、提出してください。

富山県教育委員会 殿

高等学校等奨学給付金（家計急変）受給申請書

次の4点を確認の上、□に✓を付けてください。

- ☐ この申請書の記載内容は、事実に相違ありません。
☐ この申請書に虚偽の記載があった場合は、富山県の求めに従いその全額を即時返還します。
☐ 私は富山県以外の都道府県に高校生等奨学給付金の申請は行っておりません。
☐ この申請の対象となる高校生等は児童福祉法による児童入所施設措置費（見学旅費又は特別育成費（母子生活支援施設の高校生等を除く））の支弁対象ではありません。

※家計が急変した日の翌月1日（7月1日までに家計が急変した場合は、7月1日）と在籍状況、扶養親族の状況等に変更がある場合は、必ず申告してください。また、申請後に就職等で年収見込額に変更があった場合は、必ず申告してください。

富山県国公立高等学校等奨学給付金の受給を申請します。

申請者住所 (保護者等住所)	〒	ふりがな	
	TEL () -	申請者氏名 (保護者等氏名)	
対象生徒との関係	親権者・未成年後見人・未成年後見人である里親・主たる生計維持者・ 高校生等本人・その他 ()		

※専攻科の場合、「親権者」とあるのは「父母」と、「高校生等」を「生徒」と読み替えるものとする（以下同様）。

【対象となる高校生等について】

ふりがな				生年月日	昭和 平成	年	月	日
氏名 (対象生徒氏名)								
在学する学校	学校の名称	国立・ 公立 富山県立高岡商業高等学校						
		学校の種類・課程・学科：①高等学校（全日制）						
	学校の所在地	富山 都道府県 高岡 市区町村 横田286番地						
	在学期間	令和 年 月 日 ~						
過去の高等学校等 における在学期間	学校名	在学期間	学校の種類・課程・学科	在学中に給付金を受給した回数				
	立	~ 年 月 日 年 月 日		なし 1回 2回 3回 4回 不明 □ □ □ □ □ □				
	学校名	在学期間	学校の種類・課程・学科	在学中に給付金を受給した回数				
	立	~ 年 月 日 年 月 日		なし 1回 2回 3回 4回 不明 □ □ □ □ □ □				

【家計急変の理由について】

該当する理由に全ての□に✓をし、家計急変となった年月日や理由がわかるように具体的に記載してください。

☐ 離職 ☐ 倒産 ☐ 収入の減少 ☐ (その他)
家計急変となった日 年 月 日 (明確な日がわからない場合は月まで記載)
収入の減少の場合は、給与の締日・支払日も記載 (日締 翌月・当月 日支払)

【1】記入が必要となる様式について

(次の①②のいずれかの該当する□に✓を付けて、申請に必要な様式に記入してください。)

①	☐	申請者が富山県に在住し、高校生等が富山県立高等学校に在籍しています。 ⇒ 様式1-3 を記入してください。
②	☐	申請者が富山県に在住し、高校生等が富山県立高等学校以外の国公立高等学校等に在籍しています。 ⇒ 様式1-2、様式1-3 を記入してください。

【4】保護者等(専攻科の場合は生計維持者)の家計急変の状況について(該当する□に✓を付けてください。)

(1) 生活保護法(昭和25年法律第144号)第36条の規定による生業扶助(高等学校等就学費)の受給について

①	☐	受給していますので、生業扶助(高等学校等就学費)を受給していることがわかる証明書を提出します。(専攻科を除く)
②	☐	私の世帯は7月1日(前倒し給付の場合は4月1日)現在、生活保護法(昭和25年法律第144号)第36条の規定による生業扶助(高等学校等就学費)は受給していません。

※【4】(1)①に該当する場合は、以下の記入は不要です。

(2) 次の者の所得に関する書類(個人番号カード(写)等貼付台紙又は課税証明書等)及び(記入上の注意【生計維持者の収入等の状況について】ホに該当する場合)扶養親族申告書、(記入上の注意【保護者等の収入等の状況について】ニに該当する場合)扶養誓約書を提出します。

①	☐	親権者(両親)2名分
②	☐	親権者1名分 (親権者が、一時的に親権を行う児童相談所長、児童福祉施設の長である場合は、その者を除く) ・離婚、死別等により親権者が1名の場合 ・親権者が存在するものの、家庭の事情によりやむを得ず、親権者の1人の所得に関する書類等を提出できない場合等 ・(専攻科のみ)満18歳となる日の前日において里親等に委託されていた場合、児童養護施設等に入所していた場合、そのほか社会的養護が必要と認められる場合は⑤又は⑥のいずれかの□に✓を付けてください。
③	☐	未成年後見人()名分 ・親権者が存在せず、未成年後見人が選任されている場合(未成年後見人が複数選任されている場合は、全員分)※未成年後見人が、法人である場合又は財産に関する権限のみを行使すべきこととされている者である場合は、その者を除く。
④	☐	高校生等の生計をその収入により維持している者(主たる生計維持者)(両親等)2名分 高校生等が在学中に成人した場合で、成人する直前の未成年の時点から申請の時点まで生計を維持する者に変更がない場合
⑤	☐	主たる生計維持者1名分 ・親権者又は未成年後見人が存在しない場合 ・成人に達しているが主たる生計維持者が存在する場合等
⑥	☐	高校生等本人 親権者、未成年後見人又は主たる生計維持者のいずれも存在しない場合であり、成人に達している場合等

※ 専攻科の場合、「親権者」とあるのは「父母」、「高校生等」を「生徒」と読み替えるものとする(以下、同様)。

(3) 確認書類を提出する者の氏名・生徒との続柄を記入してください。

ふりがな		生徒との続柄
氏名		

ふりがな		生徒との続柄
氏名		

記入上の注意

【対象となる高校生等について】の欄は次によって記入してください。

- イ 現在通っている学校の在学期間について、記入してください。また、過去に高等学校等に在学したことがある場合には、当該学校の在学期間についても記入してください。
- ロ 「高等学校等」とは、国公立の高等学校（専攻科を含む）、中等教育学校の後期課程（専攻科を含む）、高等専門学校（第1学年から第3学年に限る）、専修学校及び各種学校のうち高等学校の課程に類する課程を置くものとして文部科学省令で定めるものをいい、令和7年度の高等学校等就学支援金であれば対象となる各種学校のうち告示指定を受けた外国人学校を含みます。
- ハ 「学校の種類・課程・学科」の欄には、「①高等学校（全日制）」、「②高等学校（定時制）」、「③高等学校（通信制）」、「④高等学校（専攻科）」、「⑤中等教育学校（後期課程）」、「⑥中等教育学校（専攻科）」、「⑦高等専門学校（1～3学年）」、「⑧専修学校（高等課程）昼間学科」、「⑨専修学校（一般課程）昼間学科」、「⑩専修学校（高等課程）夜間等学科」、「⑪専修学校（一般課程）夜間等学科」、「⑫専修学校（高等課程）通信制学科」、「⑬専修学校（一般課程）通信制学科」、「⑭各種学校（外国人学校）」、「⑮各種学校（その他）」、「⑯特定教育施設」の別を記入してください。

【2】高校生等の国籍・在留資格・在留期間等についての欄は、次によって記入してください。

- イ 高校生等の在留資格が「家族滞在」である場合において、「小学校」は、「日本の小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部」をいい、「中学校」は「日本の中学校、義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の中学部」をいい、「高等学校」は「日本の高等学校、中等教育学校の後期課程、特別支援学校の高等部、高等専門学校の第三学年又は専修学校の高等課程（修業年限が三年以上のものに限る。）をいいます。
- ロ 高校生等の在留資格が「家族滞在」である場合において、「日本国で就労する意思の有無」は、「高等学校の卒業又は修了後、就労して引き続き日本国に在留する意思」を問うものですが、高等学校等の卒業又は修了後、直ちに就労をするものに限られません。

【4】保護者等の家計急変の状況についての欄は、次によって記入してください。

- イ 保護者とは、親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）をいい、次の①～⑤は除きます。
 - ①児童福祉法第33条の2第1項、第33条の8第2項又は第47条第2項の規定により親権を行う児童相談所長
 - ②児童福祉法第47条第1項の規定により親権を行う児童福祉施設の長
 - ③法人である未成年後見人
 - ④民法第857条の2第2項に規定する財産に関する権限のみを行使すべきこととされた未成年後見人
 - ⑤その他高校生等の就学に要する経費の負担を求めることが困難と認められる保護者
- ロ 家計急変に該当する場合は、保護者等の家計急変の発生事由を証明する書類、家計急変前及び家計急変後の収入を証明する書類等（確認書類）を提出してください。
- ハ (2)②に該当するときは、必ず「親権者」全員の状況を確認の上、記入してください。
 (2)②の「家庭の事情によりやむを得ず、親権者の1人の個人番号カードの写し等又は課税証明書等を提出できない場合」とは、例えば、ドメスティックバイオレンス、養育放棄等の事情が存在する場合が該当します。この「家庭の事情によりやむを得ず、親権者の1人の個人番号カードの写し等又は課税証明書等を提出できない場合」は、(2)⑤及び⑥の「親権者が存在しない場合」に含まれます。
 (注) 共同親権であるため親権者は2名だが、親権者の一方に就学に要する経費の負担を求めることが困難と思われる場合は、お住まいの都道府県へ相談してください。
- ニ (2)①、③又は④に該当するときは、保護者等全員の確認書類を添付してください。
- ホ (2)⑤又は⑥に該当するときは、高校生等本人又は主として高校生等の生計をその収入により維持している者（医療保険各法（注）における扶養者等）の個人番号カードの写し等又は課税証明書等を添付してください。また、主として高校生等の生計をその収入により維持している者がいるかどうかについて確認できる書類（扶養誓約書等）を添付してください。
 (注) 医療保険各法とは、健康保険法、船員保険法、国民健康保険法、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法又は私立学校教職員共済法をいう。

【4】生計維持者の家計急変の状況についての欄は、次によって記入してください。

イ 生計維持者とは、

①生徒に父母がいる場合

当該父母とします。（収入の有無・多寡を問わず、両親がいる場合は両親（2名）。

ひとり親等の場合は父又は母のみ）

②生徒に父母がいない場合又は生徒が以下の（1）～（4）に掲げる者である場合

当該生徒又は父母に代わって生計を維持する者がいる場合は、当該者とします。

（1）満18歳となる日の前日において児童福祉法第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4に規定する里親に委託されていた者又は同号の規定により入所措置が採られて同法第41条に規定する児童養護施設に入所していた者

（2）満18歳となる日の前日において児童福祉法第27条第1項第3号の規定により同法第6条の3第8項に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者に委託されていた者又は同号の規定により入所措置が採られて同法第43条の2に規定する児童心理治療施設若しくは同法第44条に規定する児童自立支援施設に入所していた者

（3）満18歳となる日の前日において児童福祉法第6条の3第1項に規定する児童自立生活援助事業を行う者に委託されていた者

（4）そのほか、社会的養護が必要と認められる者

ロ （2）①に該当するときは、父母全員の課税証明書等を添付してください。

ハ （2）②に該当するときは、必ず「父母」全員の状況を確認の上、記入してください。

（2）②の「家庭の事情によりやむを得ず、父母の1人の課税証明書等を提出できない場合」とは、例えば、行方不明、ドメスティックバイオレンス、精神疾患・意識不明で意思疎通ができない等の事情が存在する場合が該当します。一方、家庭の事情によりやむを得ず、父母全員の課税証明書等を提出できない場合は、父母が存在しない場合に含まれるものとして、（2）⑤又は⑥のうちいずれか該当するものを選択してください。

ニ （2）⑤又は⑥に該当するときは、生徒本人又は生徒の生計をその収入により維持している者（医療保険各法（注）における扶養者等）1名分の課税証明書等を添付してください。また、生徒の生計をその収入により維持している者がいるかどうかを確認できる書類（扶養誓約書等）を添付してください。

（注） 医療保険各法とは、健康保険法、船員保険法、国民健康保険法、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法又は私立学校教職員共済法をいいます。

ホ （専攻科の場合）生計維持者全員の道府県民税所得割及び市町村民税所得割の合計が105,500円以上264,500円未満かつ扶養する子が3人以上に該当する場合は生計維持者全員の市町村民税上の扶養親族を記載した扶養親族申告書を個人番号カードの写し等又は課税証明書等とともに添付してください。

留意事項

イ 過去に国公立を問わず高等学校等（修業年限が3年未満のものを除く。）又は高等学校等専攻科を卒業し又は修了したことがある場合には、奨学給付金の受給資格はありません。

ロ 2つ以上の課程に在学している場合は、いずれか1つの課程を選んで申請をしてください。

ハ 国籍が「日本国以外」の生徒であって、申請時点で在留期間が経過していても、在留期間の延長申請を既に行っている場合（出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第20条第6項の規定による「特例期間」に当たる場合）には、申請は可能ですが、在留期間の延長が認められたことを証明する書類の提出が必要です。

なお、特別永住者又は永住者は、提出書類に在留期間が記載されている必要はありません。

ニ 認定基準日現在、「児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について（令和5年5月10日こ支家第47号）」による措置費等の支弁対象となる高校生等であって、見学旅行費又は特別育成費（母子生活支援施設の高中生等を除く。）が措置されている場合は、補助対象外となります。

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

「奨学のための給付金」口座振替届出書

(奨学のための給付金の支給が決定した場合は、次の口座に振り込んでください。)

フリガナ											
申請者氏名 (保護者等氏名)											
申請者 住所 (※1)	郵便番号										
	住 所										
	電話番号										
振込先 口座 (※2)	金融機関名										
	店番号 (支店名)										
	預金種別	1 普通預金 (総合口座含む)	2 その他 ()	口座番号 (右詰めで記入)							
	口座名義 (カタカナ)										

(注意)

- ※1 申請者住所の郵便番号、住所、電話番号は申請書に記入したものと同一ものを記入してください
- ※2 振込先口座は、申請者本人名義のものに限ります。
- ※3 本書の内容は、「奨学のための給付金」事務以外の目的で使用することはありません。

通帳(写)貼付欄

- ・振込先口座確認のため、通帳の口座情報の分かるページの写しを添付してください。
- ・振込先口座は、申請者本人名義の口座を指定してください。
- ・金融機関名、店番号(支店名)、預金種別、口座番号及び口座名義がわかる部分のコピーを貼り付けてください。
- ・ゆうちょ銀行の場合は、通帳を開いて1ページ目のコピーを貼り付けて下さい。

※この様式は、「奨学のための給付金」を申請する世帯の扶養者が「主たる生計維持者1名」の場合、申請書に添えて提出してください。

様式7

令和 年 月 日

扶 養 誓 約 書

富山県教育委員会 殿

扶養者住所：

扶養者氏名：

以下の事項を必ず確認の上、□にレ印及び必要事項を記入してください。

□この誓約書の記載内容は、事実と相違ありません。

私と下記の者は、健康保険法等における扶養者と被扶養者の関係と同等の関係にあることを誓約します。

ふりがな	
①被扶養者氏名 (生徒氏名)	
①被扶養者生年月日・年齢	年 月 日(歳)
①被扶養者との続柄(注)	

ふりがな	
②被扶養者氏名	
②被扶養者生年月日・年齢	年 月 日(歳)
②被扶養者との続柄(注)	

ふりがな	
③被扶養者氏名	
③被扶養者生年月日・年齢	年 月 日(歳)
③被扶養者との続柄(注)	

(注) 被扶養者の生年月日は和暦で記載してください。

年齢は、申請書記載時の年齢を記載してください。

続柄は扶養者から見た被扶養者との続柄(長男、次女等)を記載してください。

令和 年 月 日

制服の再購入に係る誓約書

富山県教育委員会 殿

申請者住所：

申請者氏名：

対象生徒に保護者がいる場合、一般的に申請者は保護者となります。

下記の者について、着用を義務付けられている制服が、令和 年 月 日に発生した
（災害等名を記載）により喪失（毀損）したことを誓約します。

対象生徒氏名	
在学する学校の名称	
対象生徒との関係	

制服の再購入に係る証明書

当校では生徒に制服の着用を義務付けており、今後の学校生活に支障が生じることから、上記の生徒については、再度、制服の購入が必要であることを証明します。

令和 年 月 日

富山県立高岡商業高等学校
学校長

担当課
連絡先

富山県教育委員会 殿

次の4

内容をよく読んだ上で、

高等学校等奨学給付金（家計急変）受給申請書
ください。

- ☒ この申請書の記載内容は、事実と相違ありません。
- ☒ この申請書に虚偽の記載があった場合は、富山県の求めに従いその全額を即時返還します。
- ☒ 私は富山県以外の都道府県に高校生等奨学給付金の申請は行っていません。
- ☒ この申請の対象となる高校生等は児童福祉法による児童入所施設措置費（見学旅費又は特別育成費（母子生活支援施設の高校生等を除く））の支弁対象ではありません。

※家計が急変した日の翌月1日（7月1日まで）
更がある場合は、必ず申告してください。また
さい。

家計急変及び提出書類について、問い合わせをす
ることがありますので、日中に連絡できる電話番
号を必ず記載してください。

家族の状況等に
変がある場合は、必ず申告してくだ
さい。

富山県国公立高等学校等奨学給付金の受給

申請者住所 (保護者等住所)	〒930-0001 富山県中新川郡立山町〇〇	ふりがな とやま いちろう
申請者氏名 (保護者等氏名)	富山 一郎	
対象生徒との関係	親権者・未成年後見人・未成年後見人である里親・主たる生計維持者・ 高校生等本人・その他（ ）	

※専攻科の場合、「親権者」とあるのは

と読み替えるものとする（以下同様）。

【対象となる高校生等について】

該当に○をつけてください。

ふりがな	とやま はな		
氏名 (対象生徒氏名)	富山 花子	生年月日	昭和 22 年 7 月 10 日 平成
在学する学校	学校の名称 国立 公立 富山県立〇〇高等学校 学校の種類・課程・学科：①高等学校（全日制） 学校の所在地 富山県〇〇市〇〇 〇〇-〇 在学期間 令和8年4月1日 ～ 始期：入学年度の4月1日		
過去の高等学校等 における在学期間	学校名	在学期間	学校の種類・課程・学科
	立	年 月 日	在学中に給付金を受給した回数 なし 1回 2回 3回 4回 不明 □ □ □ □ □
	学校名		現在に給付金を受給した回数 □ □ □ □ □
	立	年 月 日	□ □ □ □ □

学校から印字済みの申
請書が配布されます。

現在の在学学校のほかに高等学校等に在学したことがある
場合、記入してください。

【家計急変の理由について】

該当に☑をつけてください。

該当する理由に全ての□に✓をし、家計急変となった年月日や理由がわかるように具体的に記載してください。

☐ 離職 ☐ 倒産 ☒ 収入の減少 ☐ (その他)
家計急変となった日 年 月 日 (明確な日がわからない場合は月まで記載)
収入の減少の場合は、給与の締日・支払日も記載 (月末 日締 翌月・当月 15 日支払)
<例：1> 父〇〇の勤務先の〇〇が倒産し、〇月〇日失職したため。
<例：2> 母〇〇が〇〇〇 (病名) を罹患したため〇月〇日から就労できなくなり、 大幅に収入が減少したため。
※具体的に、家計急変対象者及び理由や、事由発生日が分かるように記載してください。

【1】記入が必要とな

(次の①②のいずれか)

該当に☑をつけてください。

請に必要な様式に記入してください。

① ☒	申請者が富山県に在住し、高校生等が富山県立高等学校に在籍しています。 ⇒ 様式1-3 を記入してください。
② ☐	申請者が富山県に在住し、高校生等が富山県立高等学校以外の国公立高等学校等に在籍しています。 ⇒ 様式1-2、様式1-3 を記入してください。

【4】保護者等(専攻科の場合は生計維持者)の家計急変の状況について(該当する□に✓を付けてください。)

(1) 内容をよく読んだ上で、
① ☒ を付けてください。

の規定による生業扶助(高等学校等就学費)の受給について
学校等就学費)を受給していることがわかる証明書を提出しま

② ☒ 世帯は7月1日(前倒し給付の場合は4月1日)現在、生活保護法(昭和25年法律第144号)第36条の規定による生業扶助(高等学校等就学費)は受給していません。

※【4】(1)①に該当する場合は、以下の記入は不要です。

(2) 次の者の所得に関する書類(個人番号カード(写)等貼付台紙又は課税証明書等)及び(記入上の注意【生計維持者の収入等の状況について】ホに該当する場合)扶養親族申告書、(記入上の注意【保護者等の収入等の状況について】二に該当する場合)扶養誓約書を提出します。

①	☒	親権者(両親)2名分
②	☐	親権者(一人) (親権者が、一時的に不在の場合) ・離婚、死別等により親権者が ・親権者が存在するものの、家 場合等 ①～⑥のいずれかに✓を付けてください。 ・(専攻科のみ)満18歳となる日の前日において里親等に委託されていた場合、児童養護施設等に入所していた場合、そのほか社会的養護が必要と認められる場合は⑤又は⑥のいずれかの□に✓を付けてください。
③	☐	未成年後見人()名分 ・親権者が存在せず、未成年後見人が選任されている場合(未成年後見人が複数選任されている場合は、全員分)※未成年後見人が、法人である場合又は財産に関する権限のみを行使すべきこととされている者である場合は、その者を除く。
④	☐	高校生等の生計をその収入により維持している者(主たる生計維持者)(両親等)2名分 高校生等が在学中に成人した場合で、成人する直前の未成年の時点から申請の時点まで生計を維持する者に変更がない場合
⑤	☐	主たる生計維持者1名分 ・親権者又は未成年後見人が存在しない場合 ・成人に達しているが主たる生計維持者が存在する場合等
⑥	☐	高校生等本人 親権者、未成年後見人又は主たる生計維持者のいずれも存在しない場合であり、成人に達している場合等

※ 専攻科の場合、「親権者」とあるのは「父母」、「高校生等」を「生徒」と読み替えるものとする(以下、同様)。

(3) 確認書類を提出する者の氏名・生徒との続柄を記入してください。

ふりがな	とやま いちろう	生徒との続柄
氏名	富山 一郎	父

ふりがな	とやま よしこ	生徒との続柄
氏名	富山 良子	母

記入例

「奨学のための給付金」口座振替届出書

(奨学のための給付金の支給が決定した場合は、次の口座に振り込んでください。)

フリガナ		トヤマ イチロウ								
申請者氏名		富山 一郎								
申請者住所 (※1)	郵便番号	〒930-0001								
	住 所	富山県中新川郡立山町〇〇								
	電話番号	076-4〇〇-△△△△								
振込先口座 (※2)	金融機関名	北陸銀行								
	店番号 (支店名)	県庁内支店								
	預金種別	① 普通預金 (総合口座含む) ② その他 ()	口座番号 (右詰めで記入)	0	0	9	8	7	6	5
	口座名義 (カタカナ)	トヤマ イチロウ								

申請者本人名義の口座を記入してください。

振込先口座確認のため、通帳の口座情報の分かるページの写しを添付してください。

(注意)

※1 申請者住所の郵便番号、住所、電話番号は申請書に記入したものと同一ものを記入してください。

※2 振込先口座は、申請者本人名義のものに限ります。

◎個人情報については、「奨学のための給付金」事務以外の目的で使用することはありません。

※この様式は、「奨学のための給付金」を申請する世帯の扶養者が「主たる生計維持者1名」の場合、申請書に添えて提出してください。

様式7

令和〇〇年〇〇月〇〇日

扶 養 誓 約 書

富山県教育委員会 殿

扶養者住所：富山県中新川郡立山町〇〇

扶養者氏名：富山 一郎

以下の事項を必ず確認の上、口にレ印及び必要事項を記入してください。

☒ この誓約書の記載内容は、事実と相違ありません。

私と下記の者は、健康保険法等における扶養者と被扶養者の関係と同等の関係にあることを誓約します。

ふりがな	とやま はなこ
①被扶養者氏名 (生徒氏名)	富山 花子
①被扶養者生年月日・年齢	平成20年 6月10日(18歳)
①被扶養者との続柄(注)	次女

ふりがな	
②被扶養者氏名	
②被扶養者生年月日・年齢	平成 年 月 日(歳)
②被扶養者との続柄(注)	

ふりがな	
③被扶養者氏名	
③被扶養者生年月日・年齢	平成 年 月 日(歳)
③被扶養者との続柄(注)	

(注) 被扶養者の生年月日は和暦で記載してください。

年齢は、申請書記載時の年齢を記載してください。

続柄は扶養者から見た被扶養者との続柄(長男、次女等)を記載してください。